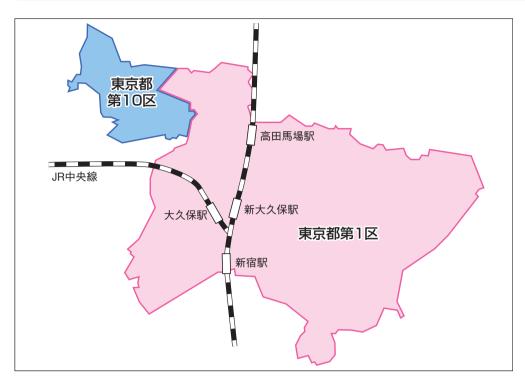
## 衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました



東京都第10区の区域	東京都第1区の区域	
中落合1・3・4丁目 上落合1~3丁目 西落合1~4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)	

衆議院議員小選挙区の「一票の較差」解消のために公職選挙法が改正され、衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました。

新宿区では「落合第一地区の一部」と「落合第二地区 全域」の衆議院議員小選挙区が従来の「東京都第1区」 から「東京都第10区」になりました。(左図をご覧くだ さい。)

小選挙区の改定に伴い、次の点が変更になります。

- (1)「東京都第10区」の区域にお住いの方は、「東京都第 10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び 投票してください。(「東京都第1区」の候補者は選べま せん。)
- (2)「東京都第1区」の区域にお住いの方は、「東京都第 1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。(「東京都第10区」の候補者は選べません。)
- (3)ご利用いただける期日前投票所が選挙区によって異なります。(詳しくは3面をご覧ください。)
- (4)第36・第37・第41投票区の区域が変更になりました。 あわせて、投票所が変更になりました。(詳しくは下 の記事をご覧ください。)

選挙区の変更は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙 や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、 新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、従来どおりです。(変更はありません。)

## ■投票区域変更のお知らせ■

今回の選挙から、第36投票区、第37投票区、第41投票区の投票区域が**下表**のとおり変わります。**住所によっては投票所が変わる場合もあります**ので、ご自分の投票所は投票所整理券で必ずご確認ください。

投票区	<b>新しい投票区域</b>	投票所
第36	下落合4丁目中落合2丁目	落合第一特別出張所 (下落合4-6-7)
第37	中落合3丁目 中落合4丁目1~15番 西落合1丁目1~7番	落合第二中学校 (西落合1-6-5)
第41	中落合4丁目16番~ 西落合1丁目8~16番 18~24番 30番~ 西落合2丁目5~10番 18番~	落合第三小学校 (西落合1-12-20)

